

平議第99号
平成27年3月16日

B型肝炎被害対策東北弁護団事務局
弁護士 小野寺 友宏 様

平川市議会議長 田中友彦

意見書提出の審議結果について

平成27年2月17日付で提出されました意見書採択のお願いにつきまして、平成27年第1回平川市議会定例会において、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

件名	結果
ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（案）の提出について	可決

※ ご参考までに、可決されました意見書の写しを同封いたします。

議員提出議案第 4 号

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（案）
の提出について

上記の意見書を会議規則第 14 条第 1 項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成 27 年 3 月 16 日提出

賛成者

小野 敏子 
齊藤 政子 
齋藤 律子 

平川市議会議長 田 中 友 彦 様

提案理由

国に対し、ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること
及び身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和
し、患者の実態に応じた認定制度にすることを強く求めるため提出します。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

わが国において、ウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものであるということは、肝炎対策基本法や「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」でも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっています。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されていますが、対象となる医療が、B型・C型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アノログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数に上ります。特に、肝硬変・肝がん患者は高額の医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来しています。

また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定（障害者手帳）の対象とされているものの、医学上の認定基準がきわめて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないとといった実態が報告されるなど、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところであります。

他方、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時（平成23年12月）には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされました。しかし、国においては、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成について、何ら新たな具体的措置を講じていません。

肝硬変・肝がん患者は、毎日120人以上の方が亡くなっています、医療費助成制度の実現は、一刻の猶予もない課題です。

よって、政府（国）におかれましては、次の事項を実現するよう強く要望します。

1. ウィルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
2. 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

上記のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年 月 日

青森県平川市議会議長 田 中 友 彦

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
厚生労働大臣 殿